

光市記者発表資料

令和7年8月20日

件 名

「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」の締結について

内 容

近年、夏季において、全国的に過去に例のない危険な暑さにより、健康にかかる重大な被害が懸念される状況となっています。

本市においても例外ではなく、熱中症特別警戒アラート発表時の暑さ対策の一つとして、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定を進めており、これまで公共施設13施設と民間施設12施設をクーリングシェルターに指定しています。

この度、市は第一観光バス株式会社と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」を締結し、市内1施設を、民間のクーリングシェルターとして指定しました。

記

- 1 協定名 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定
- 2 協定締結相手先 第一観光バス株式会社山口営業所
所長 浅 田 新 一
- 3 協定内容 熱中症特別警戒アラート発表時、対象施設を一般に開放
- 4 対象施設 市内1施設 ※詳細は別紙のとおり
- 5 協定締結日 令和7年8月20日（水）
- 6 その他 協定調印式は行いません。

【クーリングシェルターについて】

熱中症特別警戒アラート発表時に、避難施設として一般に開放される施設のこと。

【熱中症特別警戒アラートについて】

各都道府県において、すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点で、暑さ指数が35以上になると予測された場合に発表されるもので、広域的に過去に例のない危険な暑さを想定。

◆問合せ◆ 担当課：環境市民部環境政策課環境政策係
担当者：村上 電話：(0833) 72-1465

【対象施設（民間クーリングシェルター）】

施設名	所在地	開放可能日時	受入可能人数
第一観光バス株式会社	光市大字光井 5 3 8 番地 3 3	平日 8:30～17:30 (土日祝日除く)	5 人